

キャンプ桑江南側地区



まちづくりニュース

—第9号—

春暖の候、キャンプ桑江南側地区の地権者の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

今回のまちづくりニュースでは、平成22年度の「まちづくり勉強会（第4回、第5回）」及び「まちづくり説明会（第2回）」についてお伝えします。

また、「沖縄振興特別措置法」（以下、沖振法）と「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（以下、軍転法）が、平成23年度末（H24.3）に期限切れを向かえることに伴う、沖縄県等の対応についても簡単に紹介します。

まちづくり勉強会（第4回）について

「まちづくり勉強会（第4回）」の概要をお伝えします。

第4回（平成23年2月1日 開催）

- 1 土地区画整理の事業主体と地権者の関係について
- 2 跡地利用に向けた地権者の役割について

- ・土地区画整理事業の施行者の種類、公共施行と組合施行の違いについて、地権者との関係という視点で確認しました。
- ・跡地利用における地権者の役割（やるべきこと、できること）について、ワークショップ形式で意見を出し合い、その意見を整理しました。



ワークショップ形式での話し合い

ワークショップによる意見整理の結果（抜粋）

返還及び原状回復

- ・新たな法整備について国、県と協力する
- ・汚染物質等について情報収集し対策を検討する

拝所の取扱い

- ・拝所の所有者である郷友会の意見を聞く
- ・お年寄りに聞いて場所を確かめておく

地区計画

- ・参考事例の現地視察に行く（百聞は一見にしかず）

土地利用意向

- ・土地の集約（申出換地等）を行う場合はルールが必要
- ・地権者の意見を集約する場が必要ではないか

まちづくり勉強会（第5回）について

「まちづくり勉強会（第5回）」の概要をお伝えします。

第5回（平成23年2月23日 開催）

- 1 跡地利用行動計画の概要について
- 2 今後の取り組みについて

- ・跡地利用行動計画の位置づけや策定条件、フロー図について、町より説明しました。
- ・跡地利用に向けた今後の取り組み方針を確認しました。



会議の様子

まちづくり説明会（3月2日開催）について

～説明会の概要～

■開催日時

平成23年3月2日（水）午後7:00～8:00

■開催場所

北谷町商工業研修等施設（商工会ホール）

■参加者数

37名

■説明内容

1. 今年度の取り組み（報告）
2. 跡地利用行動計画の概要（次ページ参照）
3. 今後の取り組み

※当日の資料は、北谷町総務部企画財政課でお渡しできます。



まちづくり説明会（第2回）

～説明会での意見交換～

●返還時期の見当はついていないか。

→北谷町より

返還時期は明確になっていません。本地区の返還は、現在本地区内にある米軍施設の移設が条件となっています。海軍病院の移設については、キャンプ瑞慶覧内で新しい病院が建築中ですが、移転時期について国から情報は入っておりません。

●跡地利用の事業にあたっては、地権者が納得できるように平等に換地を行ってほしい。

→北谷町より

事業主体は決まっていますが、いずれにしろ公平公正な立場で行われるものと考えます。

※紙面の関係で全ての質疑の掲載ではありません。申し訳ございません。

～跡地利用行動計画の概要～

(1) 行動計画の位置づけ

本地区の跡地利用を実現するためには、昨年度とりまとめた「まちづくり基本計画」をもとに、準備を進めていく必要があります。

この行動計画は、跡地利用の実現に向けて具体的に必要となる取り組みについて、その内容、手順、役割分担等を示した行動指針となるものです。

(2) 跡地利用に向けた取り組み

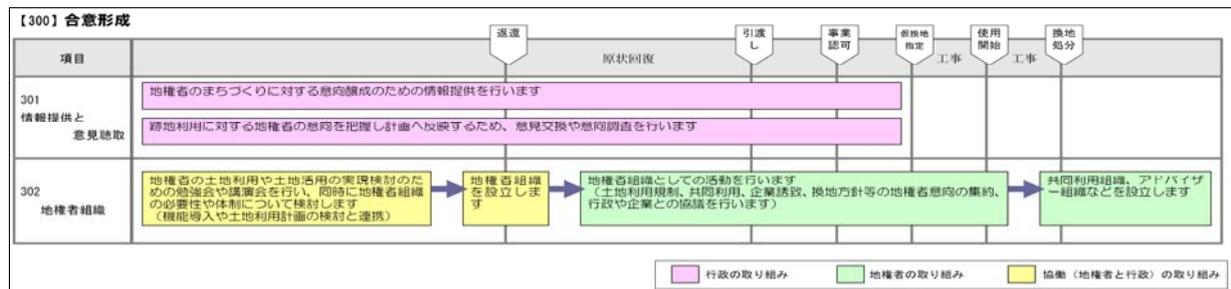
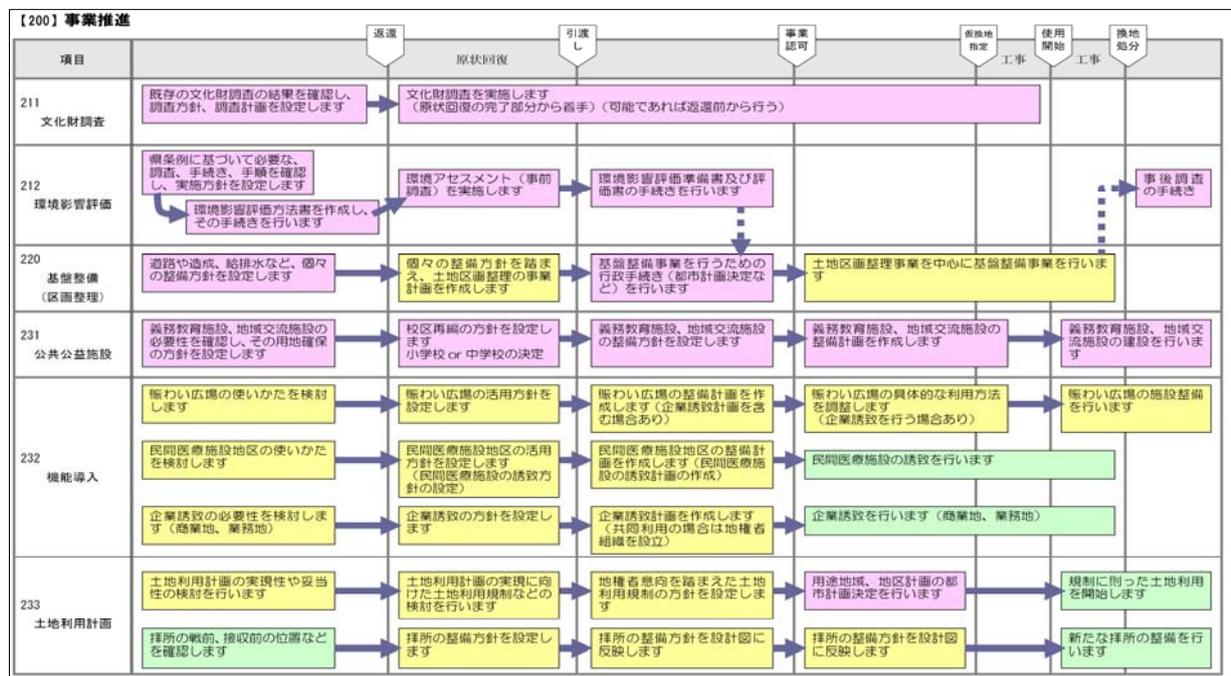
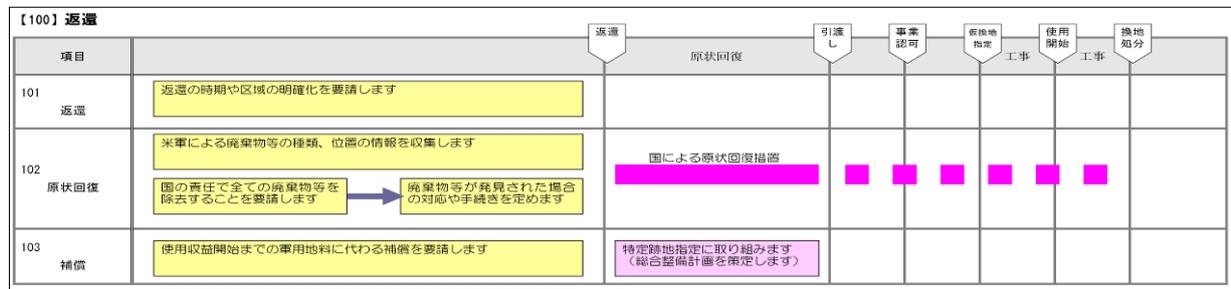
跡地利用に向けた取り組みは、大きく3つの分野に分けて考えることができます。

① 返 還

② 跡地利用の事業推進

③ 合 意 形 成

(3) 跡地利用行動計画（案）〔フロー図〕



平成24年3月の沖振法及び軍転法の期限切れを控え、沖縄県は新たな沖縄振興を求めて様々な提案や要望を行っています。駐留軍用地の跡地利用に関しても、新たな法律の制定を提案し国へ要望しており、下記はその提案の基本的な考え方の要旨です。

これは、要望であり決定したものではありません。本地区の跡地利用においては、このような新たな法制度の状況についても、十分踏まえながら進めていく必要があります。

駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え（要旨） （平成22年9月 沖縄県）

1 新たな法制度提案におけるスタンス

- (1) 跡地利用の推進は、長年基地を提供してきた国の責務である。
- (2) 跡地の有効利用を沖縄県の自立的経済の発展につなげる。

2 新たな法制度提案の5つの基本方針

- (1) 国の責任を明確にして国が積極的に関与する仕組みとする
- (2) 沖縄振興費と別枠での予算を確保し、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする
- (3) 中南部都市圏の跡地利用は、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。
- (4) 給付金は、返還から跡地整備完了までの間を、土地が使用収益できないことに対する補償として支給する仕組みとする
- (5) 沖振法第7章と軍転特措法を一元化して新たな制度を盛り込んだ特別立法とし、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とする。

3 特別立法に盛り込む新たな制度・施策

- (1) 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
- (2) 給付金制度の見直し
- (3) 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定及び同跡地の事業実施主体の確立
- (4) 跡地利用を推進するための行財政上の特別措置
 - 1) 公共用地先行取得等の推進制度の創設
 - 2) 新たな事業手法制度の創設
 - 3) 跡地における産業振興地区制度の創設
 - 4) 跡地における風景づくり制度の創設
- (5) 返還跡地国家プロジェクトの導入（大規模国営公園、軌道系公共交通システム等）
- (6) 跡地利用推進のための調整機関の設置

※沖縄県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」でとりまとめられ、国へ要望書として提出された資料の一部

編集・発行/北谷町総務部企画財政課

発行日/平成23年3月

問い合わせ先/北谷町役場 総務部 企画財政課 企画係

TEL：098-936-1234（内線165）

FAX：098-936-7474

<http://www.chatan.jp/>

このニュースに関するご意見、まちづくりに関するご質問、ご要望等がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

キャンプ桑江南側地区まちづくりホームページ

<http://www.chatan.jp/project/camp-kuwae/index.html>